

仙台市の犯罪被害にあわれた方に向けての支援制度

仙台市では、犯罪被害にあわれた方が受けた被害の軽減、早期回復を図り、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、支援を行います。

犯罪被害

犯罪行為による死亡、重傷病(1か月以上の療養を要する負傷又は疾病。交通事故による被害の場合は、3か月以上の療養)又は性犯罪(不同意わいせつ、不同意性交、監護者わいせつ及び監護者性交等、不同意わいせつ等致死傷、強盗・不同意性交等及び同致死、これらの罪の未遂罪)による被害

注意点

- 仙台市犯罪被害者等支援条例の施行日(令和6年10月4日)以降に発生した犯罪被害を対象としています。
- 各支援の申請先は「〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号」となります。
- 申請には期限がありますので、ご注意ください。
- 各支援を受けるには、一定の要件がありますので、詳細はご相談ください。



経済的支援

→ 支援金

犯罪被害を受けた方の経済的負担の軽減を図るため、支援金を交付します。

- 遺族支援金 30万円
- 重傷病支援金 10万円
- 性犯罪被害支援金 10万円

【対象者】

- 仙台市に住民票があり犯罪被害(過失犯による被害を除く。)にあった方又はその遺族



精神的被害への支援

→ カウンセリング費用の助成

精神的被害を受けた方が、心身の早期回復のためにカウンセリングを利用した場合にその費用を助成します。

- 1回につき9,000円を限度に10回まで

【対象者】

- 仙台市に住民票があり犯罪被害にあった方(被害者本人)
- 被害者本人の遺族又は家族で仙台市に住民票のある方



日常生活等の支援

→ 死体検案料の助成

犯罪被害により、仙台市に住民票のある方が亡くなった場合に、死体検案に係る費用を助成します。※死体検案書料は対象になりません。

- 10万円を限度

→ 家事及び介護等支援費用の助成

家事及び介護支援が必要となった方が、各サービスを利用した場合にその費用を助成します。

- 1時間3,500円を限度。1回につき2時間までとし、合計30回まで

→ 配食費用の助成

食事の準備に支障のある方が、配食サービスを利用した場合にその費用を助成します。

- 1人1回あたり1,000円を限度に30回まで

→ 一時保育等費用の助成

就学前の子の家庭での保育が困難となり、一時保育等を利用した場合にその費用を助成します。

- 1人あたり2,400円を限度に30回まで

→ 教育支援費用の助成

就学中の子を通学させることが困難となり、教育サービスを利用した方へその費用を助成します。

- 1人あたり4万円を限度

【対象者】

- 仙台市に住民票があり犯罪被害にあった方(被害者本人)
- 被害者本人の遺族又は家族で仙台市に住民票のある方



居住支援

→ 転居費用の助成

従前の住居に居住することが困難になったと認められる方が転居するための費用を助成します。

- 1回あたり20万円を限度に原則1回まで
※放火の被害も対象となります。

→ 住居復旧費用の助成

犯行現場となった自宅を修繕する必要がある方が修繕をした場合に、その費用を助成します。

- 20万円を限度

【対象者】

- 仙台市に住民票があり犯罪被害にあった方(被害者本人)
- 被害者本人の遺族又は家族で仙台市に住民票のある方



学生支援

※学生:大学、大学院、短期大学又は専門学校に通う方で、30歳未満の方

→ 学用品代の助成

損壊した学用品を購入した場合に、その費用を助成します。

→ 帰省費用の助成

療養等のために一時的に帰省する場合に、その費用を助成します。

- いずれも5万円を限度

仙台市犯罪被害者等支援総合相談窓口

☎022-214-6151